

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律等の  
施行について

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律(令和 5 年法律第 36 号)」及びその関係法令が令和 6 年 4 月 1 日より施行されるところです。この改正は、食品衛生基準行政に関する事務を厚生労働省から消費者庁へ移管することを主な内容とするものです。

また、薬事・食品衛生審議会の所掌事務についても、食品衛生基準行政に関する事務は食品衛生基準審議会へ、食品衛生監視行政に関する事務は厚生科学審議会へ、薬事に関する事務は薬事審議会へそれぞれ移管されることとなります。

このうち、当局に関係する改正の概要等は下記のとおりですのでお知らせします。

## 記

### 第 1 改正の概要

- 1 農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)第 40 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき、環境大臣又は農林水産大臣が行う厚生労働大臣への意見聴取等について、意見聴取等の相手方を内閣総理大臣とする。
- 2 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和 25 年法律第 127 号)第 7 条第 3 項及び第 21 条の 3 第 4 項の規定に基づく厚生労働大臣への意見聴取等について、意見聴取等の相手方に内閣総理大臣を追加する。
- 3 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和 28 年法律第 35 号)第 59 条の規定に基づく厚生労働大臣への意見聴取等について、意見聴取等の相手方に内閣総理大臣を追加する。
- 4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第 83 条第 2 項及び第 3 項、第 83 条の 4 第 3 項並びに第 83 条の 5 第 2 項の規定により読み替えて適用する第 83 条の 4 第 3 項の規定に基づく厚生労働大臣への意見聴取について、意見聴取の相手方を内閣総理大臣とする。

### 第 2 既存の通知の取扱いについて

組織再編前に発出された通知中の組織の名称及び職名については、今後、当該通

知を改正する際に組織再編に合わせた所要の改正を行うこととし、それまでの間、組織再編後の組織の名称及び職名とみなして取り扱うこととする。